

**令和5年度 職住近接を望む高齢者の働く場創出事業
公募要領**

1. 事業名称

職住近接を望む高齢者の働く場創出事業

2. 事業趣旨

名谷駅、西神中央駅などの地下鉄西神・山手線沿線エリアは、ニュータウンと呼ばれかつて多くの若者・子育て世帯が選択し定住しました。その入居世代も現在では高齢化が進み、順に定年退職を迎えている状況にあります。一方で神戸市の高齢者の労働力率は、他の政令指定都市と比較すると低位となっており、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少を鑑みると、より一層高齢者の就業が期待されるようになっていきます。

そこで、働く場の少ない地下鉄西神・山手線沿線に、職住近接を望む高齢者の働く場（以下、『シニア・ワークスペース』という。）を設ける事業者を募集します。

3. 募集事業

高齢者が担う業務を自社で創出又は他社等から開拓・受注し、事務系業務を中心とするシニア・ワークスペースを自主運営するとともに、高齢者が就労するために必要な能力を身に付けるためのリスキリングプログラムを提案してください。

提案は（１）（２）の要件をすべて満たすものとし、職住近接を望む高齢者の働く場創出事業選定委員会（以下、選定委員会）での選考を経て1件を採択する予定です。

（１）シニア・ワークスペースの開設及び運営

- ・須磨区、西区の地下鉄西神・山手線沿線エリアに高齢者が働くことができる施設を開設すること。
- ・地下鉄沿線エリアを中心とする高齢者の方が、働くことが出来る仕事内容を自社で創出又は他社等から開拓・受注すること。
例）事務作業、コールセンター業務、屋内軽作業など
- ・市内で新たな雇用を創出する施設とすること（既存施設の市内移転ではないこと）。
- ・シニア・ワークスペース内での就業に必要なデスク、椅子、PC、事務用品等を用意すること。
- ・概ね50人の高齢者を公募により雇用し、丁寧に指導すること。
- ・雇用した高齢者には、兵庫県最低賃金以上の給与を支給すること。
- ・補助期間の終了後、自立的に運営を継続できるよう努めること。

（２）シニア・ワークスペースで働く高齢者のリスキリング

- ・シニア・ワークスペースで働く高齢者のリスクリングを行うこと。

例) パソコンスキル、電話対応スキルなど

4. 採択事業に関する市の支援

(1) 費用に関する支援

選定委員会において選定された事業に対し、事業の遂行に直接的にかかる費用を市が補助します。補助金については、別途市が定める「職住近接を望む高齢者の働く場創出事業補助金交付要綱（以下、補助金要綱）」に基づき交付します。

(2) 補助上限額

単年事業 900 万円/件

2 か年事業 1,800 万円/件

3 か年事業 2,700 万円/件

※2 か年事業及び3 か年事業の場合、2 年目及び3 年目の補助金は、令和6 年度及び7 年度の予算の成立を前提とし、毎年度補助金申請が必要になります。

(3) 補助対象経費

補助対象経費	内容	補助上限額
シニア・ワークスペース運営費	賃貸料、共益費、管理費	月あたり上限額 50 万円
指導人件費及びリスクリング経費	シニア・ワークスペースで働く高齢者に直接的に指導する指導者人件費及びリスクリングにかかる教材費・受講料・講師謝金等	働く高齢者 1 人あたり上限額 10 万円

※シニア・ワークスペースで雇用する高齢者の人件費は補助対象外とする

5. 募集に関するスケジュール

項目	日程
募集開始・質問受付開始	3 月 24 日（金曜）
質問受付締め切り	4 月 7 日（金曜）17 時まで
質問に対する回答	4 月 17 日（月曜）頃
募集締め切り	5 月 10 日（水曜）17 時まで（必着）
選定委員会での提案者プレゼンター	5 月中下旬

シヨン及び審査・選定	
選定結果通知	5月下旬
事業開始	6月上中旬
事業完了、実績報告書提出	翌年3月下旬

6. 応募資格・必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納していないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと
- (7) 事業に必要な免許又は資格等を備えていること
- (8) 事業について神戸市が報告等を求めた場合、必要な協力を行うこと
- (9) ウェブサイトへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについての了承し、必要な協力を行うこと
- (10) 国又は地方公共団体など他の事業によって助成を申請されている場合は、補助対象経費を重複して計上しないこと

7. 応募手続きの流れ

(1) 質問方法

① 受付期間

令和5年3月24日（金曜）から令和5年4月7日（金曜）17時まで

② 提出方法

別紙「質問書」（公募要領 別紙1）にて「10.問い合わせ・書類送付先」までEメール等により提出

③ 回答方法

令和5年4月17日（月曜）を目途に本市ホームページにて公開します。

※なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではありません。

(2) 応募方法

① 応募期間

令和5年3月24日（金曜）から令和5年5月10日（水曜）17時まで（必着）

② 提出書類

(ア)補助金交付申請にかかる必要書類

- ・補助金交付申請書（補助金要綱に定める様式第1号）
- ・事業計画書（様式任意）

事業計画書には、事業の概要、高齢者が携わる業務、費用の執行計画、実施場所、実施体制、実施スケジュール、高齢者の雇用人数について記載すること。

※複数年度事業にかかる費用の執行計画については、最終年度分まで年度を区分して記載すること

- ・補助対象事業に係る収支予算書（補助金要綱に定める様式第1号別紙）
※単年度の収支を記載すること

(イ)事業選定にかかる必要書類

- ・提案者である企業、団体等の概要がわかる資料（設立趣旨、事業内容）（様式任意）
- ・誓約書（公募要領 別紙2）

③ 選定委員会での提案者プレゼンテーション及び審査・選定

令和5年5月中下旬

※別途、選定委員会用の説明資料（任意）を使用いただいても差し支えありません。

④ 提出方法

Email でデータを送付もしくは原本で提出の場合は持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第3条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時とし、事前に電話連絡をすること。

※郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法で行うこと。

(3) 提出先

「10. 問い合わせ・書類送付先」と同じ

8. 事業者の選定方法

(1) 提案者には、事前に提出いただいた提案書等をもとに、市が設置する選定委員会において提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) プレゼンテーションは本市庁舎内の会場へ出席していただきます。（会場では、大型ディスプレイにて資料の投影が可能です。）

(3) 選定委員会は令和5年5月中下旬に実施します。令和5年5月12日（金曜）までにお知らせします。

(4) プレゼンテーション時間は①提案内容の説明10分②質疑応答 10分程度とします。（応募者が多数の場合は、説明時間を変更する場合があります。）

- (5) 選定委員会では、事業内容に対する審査を行い、補助対象事業を実施する者を選定します。
- (6) 選定結果については、応募を行った提案者に電話及び書面（メール）にて連絡を行います。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じられません。
- (7) 評価の視点は、評価項目一覧のとおり（公募要領 別紙3）です。

9. その他留意事項

- (1) 応募にかかる書類の作成、提出等に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。また、書類提出後、提出書類の修正、変更は一切認めません。また提出書類に虚偽の記載あった場合は、当該提出書類は無効とします。
- (3) 提出書類について情報公開請求があった場合は、神戸市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- (4) 書類の著作権は提案者に帰属します。但し、市は、審査結果の公表等、必要な範囲で書類を使用することができます。事業の実施によって生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。

10. 問い合わせ・書類送付先

神戸市経済観光局経済政策課（雇用労働担当）

【住所】〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 4 階

【Eメールアドレス】etb_koyorodo@office.city.kobe.lg.jp

【電話番号】(078) 984-0325 ※平日 9:00~12:00、13:00~17:00 のみ。